

平成27年5月8日

各 位

株式会社 山口フィナンシャルグループ

定款の一部変更に関するお知らせ

株式会社山口フィナンシャルグループ（社長 福田 浩一）は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月26日開催予定の第9回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 一部変更の理由

当社は、本日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示をしておりますとおり、平成27年6月26日開催予定の定時株主総会の承認を条件に、当社グループにおけるコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実による企業価値の向上を図る観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員および監査等委員会に関する事項の新設、監査役および監査役会に関する条項の削除、ならびに取締役および取締役会に関する条項の変更等を行います。

また、監査等委員会設置会社においては、定款に規定することで、取締役会が重要な業務執行の決定権限を特定の取締役に委任することが可能となるため、その旨の規定を新設いたします。

さらに、会社法改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、所定の見直しを行います。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成27年6月26日

定款変更の効力発生日（予定） 平成27年6月26日

以 上

【本件についてのお問い合わせ先】

山口フィナンシャルグループ 総合企画部 市川 TEL 083-223-1499

【別紙】

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部は変更部分を示しております。)

改正前	変更後
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(追加)	(監査等委員会設置会社) 第4条 <u>当社は、監査等委員会設置会社とし、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査等委員会および会計監査人を置く。</u>
第4条～第18条 (条文省略)	第5条～第19条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
—(取締役会の設置)— 第19条—当社は、取締役会を置く。	(削除)
(取締役の員数) 第20条 当社の取締役は、 <u>7</u> 名以内とする。	(取締役の員数) 第20条 当社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。 ② <u>当社の取締役のうち監査等委員である取締役は、3名以上とする。</u>
(取締役の選任) 第21条 取締役は株主総会の決議によって選任する。 ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ 取締役の選任決議については、累積投票によらない。	(取締役の選任) 第21条 取締役は株主総会の決議によって選任する。 ② <u>前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。</u> ③ 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ④ 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

改正前	変更後
<p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条 <u>取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条 <u>監査等委員である取締役以外の</u>取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了までとする。</u></p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 23 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>② (条文省略)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 23 条 当社は、取締役会の決議によって、<u>監査等委員である取締役以外の取締役の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>② (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 24 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 24 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>

改正前	変更後
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会規則)</p> <p>第27条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会規則)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与其他職務の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与其他職務の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>② <u>前項に定める取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p>
<p>(社外取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、<u>取締役(ただし、業務執行取締役等を除く。)</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>
<p>(追加)</p>	<p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第30条 <u>当社は、重要な業務執行の決定の全部または一部を、法令で定められた範囲内で、取締役会の決議により取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p>	<p>第5章 <u>監査等委員および監査等委員会</u></p>
<p>(監査役および監査役会の設置)</p> <p>第30条 当社は、監査役および監査役会を置く。</p>	<p>(削除)</p>

改正前	変更後
<p>—(監査役の員数)— 第31条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>—(監査役の選任)— 第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>—(監査役の任期)— 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤監査役) 第34条 <u>監査役会</u>は、<u>監査役</u>の中から常勤の<u>監査役</u>を選定する。</p>	<p>(常勤の監査等委員) 第31条 <u>監査等委員会</u>は、<u>監査等委員</u>の中から常勤の<u>監査等委員</u>を選定することができる。</p>
<p>(監査役会の招集通知) 第35条 <u>監査役会</u>の招集通知は、各<u>監査役</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 ② <u>監査役</u>全員による同意がある場合には、招集の手続を経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。</p>	<p>(監査等委員会の招集通知) 第32条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、各<u>監査等委員</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 ② <u>監査等委員</u>全員による同意がある場合には、招集の手続を経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。</p>
<p>(監査役会規則) 第36条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規則</u>による。</p>	<p>(監査等委員会規則) 第33条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規則</u>による。</p>

改正前	変更後
—(報酬等)— 第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(削除)
—(社外監査役の責任免除)— 第38条 当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	(削除)
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
—(会計監査人の設置)— 第39条 当社は、会計監査人を置く。	(削除)
第40条～第41条 (条文省略)	第34条～第35条 (現行どおり)
(報酬等) 第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	(報酬等) 第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第7章 計算	第7章 計算
第43条～第45条 (条文省略)	第37条～第39条 (現行どおり)
(追加)	<u>附 則</u>
(追加)	<u>(監査等委員会設置会社移行前における社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)</u> 第1条 平成27年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終了前における社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任に関する締結済みの責任限定契約については、引き続き同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第38条の定めるところによる。

以 上